

# 中山道板橋宿における伝馬役負担と宿開発

中 村 陽 平

## はじめに

本稿は中山道板橋宿における宿村の開発と伝馬役負担のあり方について検討し、もって江戸近郊宿駅の特質を明らかにすることを目的とするものである。

伝馬役負担については、交通史政策の重要な要件として捉えられ、古くから研究がおこなわれ多くの業績が蓄積されていることは言を俟たない。そしてこれをまとめたのは丸山雍成氏<sup>(1)</sup>である。丸山氏は、宿駅の政治的・経済的基盤の差が、伝馬役負担のあり方に反映し、負担方法に変遷がみられるとし、伝馬役負担を間口割りとした従来の評価を再考し、平野部宿駅では軒別から馬役は高割、人夫役は軒割のままか小間割に移行。城下町・山間部宿駅では軒別負担より馬役・人夫役とも間口割り・小間割に移行する点を明らかにしている。加えて、平野部宿駅では、近世前期の伝馬役負担者の階層分化、寛文〜元禄期の検地により夫役負担の石高基準への移行が確定されたことを指摘する。

一方、宿場の空間把握の手法を用いて、伝馬役負担のあり方を明らかにしたのは土田良一氏である。土田氏は、馬役・人夫役の役負担内容の組み合わせと、伝馬役負担地の空間構成について類型化し、伝馬役負担を間口割り・高割・地域割の三点から分析を試みている。<sup>(2)</sup>

以上、大雑把な把握を試みたが、伝馬役負担の問題についてはかかる両者に代表される研究により、その大枠が提示されて以降、逆に個別宿駅における事例研究は停滞しているように感じる。しかし自治体史編纂などが伸展し、史料発掘が進んだ現在、改めて基礎的問題に立ち帰り、個別事例の蓄積を計ることもまた研究を深化させる上で必要な基礎的作業である。

そこで本稿では改めて個別宿駅における伝馬役負担のあり方を検討したい。本稿は新たな論点を提示するものではないが、伝馬役負担を考える上で、地域の開発と伝馬役負担という視点から、伝馬役を宿村の問題として捉えていくこととする。

なお本稿が対象とするのは中山道板橋宿（下板橋宿、以下板橋宿とする）である。板橋宿を取り上げる理由の一つには、自治体史編纂の成果により新たな史料発掘が進んでいること。そして、江戸四宿として他の宿場と比較し特異な性格が看取されるのか検討を加えるためである。また本稿で使用する史料は、飯田侃家文書（板橋区立郷土資料館所蔵）である。飯田家は江戸時代、代々飯田新左衛門（後に新左衛門家を分家し、宇兵衛）を称し、問屋、脇本陣・中宿名主を担った家である。<sup>(3)</sup>

## 一 板橋宿の概要と特徴

行論に入る前に、中山道板橋宿、そして宿を構成する下板橋村を概観しておきたい。板橋宿は、下板橋村（町・宿）一村の複数集落で構成される「一村多集落形」の宿駅であり、宿駅機能を構成するのが上宿・中宿・平尾宿、地方部分が根村・山中茶屋（「新編武蔵国風土記稿」・馬場である。下板橋村の石高は、武蔵田園簿では六一一石、元禄郷帳九九四石、天保郷帳一一一三石である。また、寛文十（一六七〇）年の検地で高六六三石余り、延宝二（一六七四）年検地で高

一二七〇石余りの高が打ち出されている。ただし、下板橋村は、延宝八・九（一六八〇・一）年に加賀藩前田家の下屋敷地として村内三〇〇石余りを上地され、高九七〇石となる。

次に宿部分であるが、宿並のうち中宿は「古町」とされ、問屋場・貫目改所・高札場・本陣などが立地する宿の中心地であり、平尾宿は近世中後期以降に茶屋町として発展し、遊廓的性格をもった宿である。三宿それぞれが組を組織し名主を置き、各名主が問屋・年寄・脇本陣を兼ねている。町並みは一五町四九間、宿内往還二〇町九間（「中山道宿村大概帳」）である。宿助成は、中山道に多く見られるように江戸時代を通して地子免除・地子代米がなく、加えて飛脚救米・問屋救米も設定されていない。一方、江戸四宿であることから、明和元（一七六四）年には、飯盛女一五〇人の公認が認められている。

板橋宿はこうした遊興的宿場であることから、一般的に「繁盛する江戸場末」像として描かれることが多い。しかし実際には、中山道第一の宿であることから「宿継御着用宿送等之取計甚多」い上に、人馬の戻り稼ぎが無い宿場でもあった。<sup>(5)</sup> また江戸近郊故に、宿泊に供されることが少ない点にも特徴がみられ、宿泊施設も大規模なものではなかった。この点は、本陣は九七坪余と中山道の平均一八〇坪に比べ、小規模な本陣であったこと、また旅籠五四軒（大三五・中一二・小七）（中山道平均二七軒、内、大六、中一〇・八、小二・八）であることから理解される。

板橋宿は遊興地的性格が強い宿場である一方、基本的には宿泊を伴わず、また稼ぎも制限された点に特徴があった。今後は江戸出入り口の宿場故の特質について時代の変化を踏まえながら評価を加えていくことが求められる。<sup>(7)</sup>

## 二 元禄期の板橋宿の開発

### (一) 元禄年間の板橋宿の様相

板橋宿の伝馬役負担を考える上で次に、元禄年間の板橋宿を取り巻く状況を概観しておきたい。板橋宿では、「天和元年戊申・元禄七戌年同十二卯年宿中残らす忝度焼失仕候故、家作可仕様無御座小屋掛ケ躰<sup>二</sup>御座候間、往来旅人之休泊も無御座弥追々困窮仕」(後掲【史料4】)る状況であり、また「古町長七町余有之候内極り候本陣無御座、御大名様方上下御泊休<sup>并</sup>平生往来之泊休共無御座候間、連々と町中之困窮と罷成り、御伝馬役勤り兼迷惑<sup>ニ</sup>奉存候<sup>(8)</sup>」と、天和年間、元禄年間の二度の宿場類焼にもない家作を失った人物が多く、その結果「極り候本陣」が廃絶するほど宿が疲弊していた。<sup>(9)</sup> こうした元禄年間の状況について、元禄七(一六九四)年、加賀藩士今枝民部直方が記した紀行文によると、板橋宿は「この宿に潰れ者散在し、遊女もあり、江戸ちりにてあふれ者の集る所なれば氣遣いはふかし」<sup>(10)</sup>状況であったという。たび重なる宿の類焼、寛文・延宝検地、元禄年間の通行量の増加<sup>(11)</sup>により、宿が退転していた様子が窺える。<sup>(12)</sup>そして結果として、当該期には間屋場が二軒から一軒に。そして本陣、問屋を務める人物が廃絶していた。<sup>(13)</sup>他宿同様、板橋宿でも元禄年間頃には初期本百姓が退転し、宿のあり方に変化が生じ始めている姿が看取されるのである。

### (二) 御林の開発と下げ渡し

さて、こうした時期に板橋宿ではどの様にして宿の存続を計っていったのであろうか。次に元禄期に行われた宿場内の御林開発を検討したい。

江戸時代初期、板橋宿(下板橋村)には、御林(御留山)が設けられており、元和・寛永期に秀忠・家光によりたびたび御鹿狩場として利用され、その際には、板橋宿内に設けられた「御茶屋」が利用されていた。<sup>(14)</sup>かかる御林は、家綱期以

降その役割を終え、元禄期には開発地に指定され、元禄二（一六八九）年、御林立木御払いとなっている。その経緯を記したものが次の史料である。

【史料1】<sup>(15)</sup>

乍恐書付ヲ以御訴訟申上候

一、下板橋村名主新左衛門惣領三郎兵衛世悼宇兵衛申上候、同所御林反別四拾八町之場所、下草御年貢永式貫文宛年々差

（元禄二年）

上、先親より御預り申候場所下草刈来り申候、拾七年以前細井九左衛門様御代官所之節、立木御払い罷成、其以後

（元禄十年）

九年以前寅ノ年右之御林跡地開発被為仰付、先規より下草刈来り申候百姓方銘々御割御預ケ被下候、然所二十七年

以前私親三郎兵衛相果、其節私幼少候故跡役勤り不申候ニ付、致成人候迄三郎兵衛弟伊兵衛ニ代役相勤させ、私拾九・

廿歳ニ罷成候ハ、家督・役儀共ニ無相違可相渡旨祖父新左衛門申付候処ニ、拾七年以前私十四歳之時祖父新左衛門相果、

其後伊兵衛儀新左衛門と名を改、諸事相賄候而家督相渡シ不申候ニ付、親類共ヲ以跡式相渡候様ニと申候得者、却而腹

立仕我か俣申掛候間、不及是非先御代官今井九右衛門様御訴訟申上候得ハ、度々御詮儀之上去ル申ノ十二月中双方

被召出御裁許相濟、当新左衛門ニ茂相応ニ田地御わけ被下、親家督之儀ハ私ニ被為仰付被下候、然共新左衛門儀不埒成

儀とも有之ニ付、名主・問屋役并御林跡御預ケ之新畑共ニ被召上候、依之右被召上候御林跡地之儀ハ私先祖御入国已来

代々家督ニ付所持仕候間、御慈悲ヲ以先規之通御林跡之新畑、拙者ニ被為仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

宝永三年

下板橋村

戊四月

訴訟人

宇兵衛<sup>(印)</sup>

雨宮助兵衛様

御手代衆中

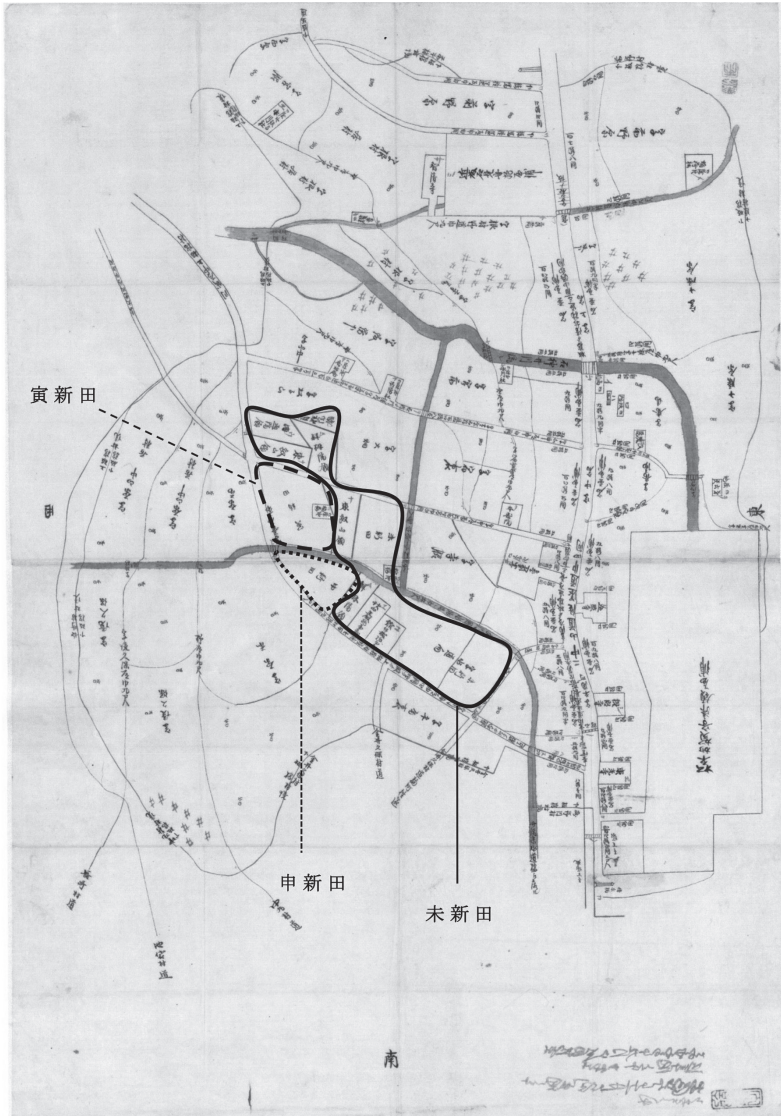
本史料は、板橋宿名主・本陣を務める飯田家の家督争いにかかる史料である。<sup>(16)</sup>この訴状によると、下板橋村内御林四八町の土地は、元來年二貫文の下草銭で下板橋村の者に利用権を付与していたが、元禄二年に立木御払いとなり、同十一年には開発地に設定され、利用権が付与されていた人物に開発が命じられた。これらの人物は下板橋村の高持百姓であり、たとえば名主を務めていた飯田新左衛門は一町九反六畝五歩を、宿内の寺院乗蓮寺は、八反七畝二四歩が預けられていることが知られる。

その後御林跡地は、「御林之立木御払跡地之義、所之者共御預ケ、畑開、見取年貢可納旨細井九左衛門相窺被仰付、地面預り候者共畑開、只今者本田同前罷成候処、見取年貢計相納無役而有之候間、反別割を以此度馬役銀為出之候積り」(後掲【史料4】)と、開発がおこなわれ当初は見取年貢地であったが、元禄十六年には伝馬役を反別割で負担することとなる。なお、伝馬役負担については次節で述べる。

また、この土地は享保十二(一七二七)年(一〇五石三斗一升九合)、享保十九(高五石二斗八升)年、元文五(一七四〇)年(高三斗七升五合)の三度にわたり高入がされる。当初預地であったが、開発を経て百姓持地に移行したものと思われる。なお天保年間における御林跡地の石高などをまとめたものが【表1】・【図】であるが、地目は下畑などで構成され、石盛も低く生産性が低い土地であることが分かる。当地は草木が生い茂り、また石神井川に落ち込む傾斜地であることから元來生産性の低い土地と思われるが、加えて生産力を低く見積もることにより宿の助成として設定したものと想定される。預地の下賜、開発は結果として宿の助成ともなったと考えられる。

【表1】天保年間の新田地目・反別・石高など

地目	石盛 (上田=15)	反別				石高			
		町	反	畝	歩	石	斗	升	合
下田	9			2	15		2	5	9
上ノ下畑	7		2		3	1	4		7
中畑	6	2	1	2	15	12	7	5	
中ノ下畑	5	4	4	5	15	22	2	7	5
下畑	4	12	9	1	21	51	6	6	8
下ノ下畑	3	4	7	5	15	14	2	6	5
見付畑	2		9	2	18	1	8	5	2
計		22	32	17	102	101	31	34	36



〔図〕 嘉永五年 下板橋宿絵図 (板橋区立郷土資料館蔵「飯田侃家文書」)

凡例：線・破線・点線は御林跡地（開発地）の範囲を示す。線の種類は  
 高入時期を示しており以下の通りである。

未新田：享保12年、寅新田：享保19年、申新田：元文5年

なお、御林跡地内に点在する抱屋敷地や寺領については未新田内  
 とした。

(三) 平尾宿の開発と入植

板橋宿では元禄期には御林開発に加え、平尾宿(下宿)の町家立てがおこなわれている。次にこの問題を取り上げたい。享保九年、古町宿(中宿)より松平九郎左衛門御役所宛訴状の控えが残されている。その主旨は、類焼などにともない板橋宿中宿が疲弊し、中宿の本陣に拝借金を願うとともに、御伝馬役負担者の御救として、「平尾町<sup>ニ</sup>泊宿不仕、茶屋商売計り仕」と、古町宿連印で平尾宿での宿泊を止め、茶屋町とするように求めたものである。この訴状の一条に次の内容が見られる。

【史料2】<sup>(18)</sup>

一、孫右衛門居宅古町宿放レ平尾町<sup>ニ</sup>有之候、尤御水帳<sup>ニ</sup>町並屋敷と付有之候得共、先年は明地多人家同前<sup>ニ</sup>御座候所<sup>ニ</sup>式拾七、八年巳<sup>(元禄十一、十二年)</sup>前竹木伐払、町家立申候、殊<sup>ニ</sup>去卯六七月自分より音羽町潰<sup>(マ)</sup>ニて茶屋共平尾町へ大勢引越し、道中旅籠屋まさらわしき候敷家作仕、食盛差置繁昌仕候故、古町之内<sup>ニ</sup>住居仕候旅籠屋共も段々平尾町<sup>江</sup>引越申様子<sup>ニ</sup>御座候へは弥以古町潰レと罷成、御伝馬役相勤可申様無御座候間、茶屋町<sup>ニ</sup>被為仰付、泊宿不仕候様<sup>ニ</sup>被仰付被下候様<sup>ニ</sup>奉願上候事

これによると平尾町(宿)は、元禄十一年頃、竹木を切り払い町家立がおこなわれ、検地帳には町並屋敷とあるが、享保年間には、空き地が多く入家(村方)同前の地であった。しかし享保八年、岡場所であった護国寺門前の音羽町の潰れに伴い多くの茶屋が平尾町へ入植した。平尾宿では飯盛女を置き、旅籠屋紛いの商いにより繁盛し、その結果、宿の中心であった中宿(古町)の旅籠も平尾宿に引越したとする。無論このことは、本来伝馬役を負担していた中宿にとつては由々しき問題であり、平尾宿には旅籠屋を置かず、宿泊には供さない茶屋町とすることを願い上げている。

この音羽町の入植については、単に音羽町の住民が平尾宿に移住し、居を構えたということではなく、元禄期に開発さ



れるも入家前であつた平尾宿の再開発をおこない、平尾宿の町場化を企図した政策であつたと考えられる。平尾宿への入植については、関連史料があまり残されていないが、安永二（一七七三）年、逆に板橋宿より音羽町への出張店願いが出されており、ここからも平尾宿への入植が単なる引越では無いことが明らかとなる。長文のため、必要箇所のみ掲げたい。

【史料3】<sup>19)</sup>

乍恐以書付奉願上候

中山道板橋宿問屋・年寄并旅籠屋惣代久治郎御願申上候、当宿之儀<sup>者</sup>外宿と違、旅人往来之助儀少く、享保年中より段々困窮仕、宿継御着用宿送等之取計甚多、江戸入継人馬戻之稼無之段、格別之御沙汰<sup>ニ</sup>被為<sup>聞</sup>候、去ル明和元年八月被為仰付候<sup>者</sup>、本宿・新宿無格別食売女百五十拾人も御免被成<sup>□</sup>置難有奉御請宿場相談仕惣百姓一統<sup>ニ</sup>難有仕合<sup>ニ</sup>奉存、御伝馬役相極仕候処、旅籠屋・地主共之儀<sup>者</sup>農人<sup>ニ</sup>而御座候間、地代之余力ヲ以宿役相勤来候、前々ハ宿内旅籠屋七拾式軒<sup>ニ</sup>御座候処、右之者共近来年々家業落り罷成渡世取続兼身上相仕舞、当時旅籠屋七軒なしでハ無御座候、外商売之者共も右<sup>ニ</sup>准シ段々困窮難儀仕候処、且又当宿之儀<sup>者</sup>品川宿・千住宿・其<sup>□</sup>宿々と違、地子御用捨も無御座、其上船入等無之候<sup>ニ</sup>付甚難義仕候処、近年相続不作<sup>ニ</sup>御座候間、当時宿役等も相勤兼候程之仕合<sup>ニ</sup>而難儀至極仕候、依之私共乍恐此度奉存付候儀左<sup>ニ</sup>奉願上候

一、前書之趣<sup>ニ</sup>而宿内旅籠屋共<sup>者</sup>不及申一同<sup>ニ</sup>難儀仕候<sup>ニ</sup>付、音羽町<sup>江</sup>宿内旅籠屋共出張見世御免被成下置候様奉願上候、願之通被下被仰付被下置候ハ、為冥加沓ヶ年金七拾両宛、年々永久右出張出見世より御上納可仕候、并<sup>ニ</sup>宿役相続御伝馬為助成金、且亦右出張見世より宿内<sup>江</sup>沓ヶ年金五拾両宛年々指出シ可申候、左候ハ、旅籠屋共ハ不及申宿内年々莫太之潤<sup>ニ</sup>罷成難有御儀<sup>ニ</sup>可奉存候

但、右願之通冥加金年々相違不仕候様、為証拠沽券金高式百両程之家屋敷、家賃指上置可申候、尤願之通被仰付被

下置候ハ、早速耆ケ年分不残御上納可仕候

(中略)

一、惣躰宿役等之儀、音羽町<sup>ニ</sup>而取計候筋<sup>ニ</sup>而ハ曾<sup>而</sup>無御座候、道中指急キ候軽キ者共手廻シ之勝手<sup>ニ</sup>可成儀<sup>ニ</sup>有之并右宿旅籠屋共渡世相続仕、其上御伝馬助成金年々宿内<sup>江潤</sup><sup>ニ</sup>相成候得<sup>者</sup>乍恐永々莫太之御救<sup>ニ</sup>相成候儀<sup>ニ</sup>御座候、何卒 御慈悲ヲ以願之通り被<sup>レ</sup>仰付被下置候ハ、難有仕合<sup>ニ</sup>奉存候、以上

中山道板橋宿

旅籠屋惣代

願人 久治郎

年寄 多吉

同 市左衛門

同 元右衛門

同 宇兵衛

問屋 孫右衛門

同 新左衛門

御奉行所様

これによると、板橋宿では地理的要因から宿泊客がおらず、そのため今度は音羽町へ「宿旅籠屋共渡世」のため出張店を設けることを要求しているのである。そして、出張店より公儀へ年七〇両の冥加金を上納するほか、板橋宿へ「宿役相続御伝馬為助成」として年五〇両を差し出すとしている。かかる背景には明和元（一七六四）年の飯盛女の許可、それに

伴う飯盛渡世の拡大が想定されるが詳らかではない。<sup>(20)</sup> いずれにせよ、こうした近隣岡場所との相互融通、それに付随する伝馬役助成金を得て宿を成り立たせていたことも想定される。ここに遊興地である江戸四宿の経営の特徴、そして宿機能を成立させるためのあり方を垣間見ることが出来る。そしてこうした点も、広義においては板橋宿を成り立たせるためのある種の宿助成とも評価しえよう。

ここまでをまとめておきたい。板橋宿では、元禄年間までのたび重なる宿場類焼などにより階層分化が進行し、宿が退転する状況に至っていた。そうした宿の疲弊に対して、元禄二年に御林の立木切払いがおこなわれ、同十一年には新田開発地となり御林の管理を任せられていた百姓の預地とされ、同十六年には伝馬役負担地ともされた。かかる御殿や御林跡地の利用のあり方は、他地域でも散見され大同小異であろう。しかし、こうした御林地の下の草の採取権の付与や開発権を宿場住民に付与することは、宿後背地に田畑を抱える平野部宿駅の宿助成政策のひとつとして捉えることも可能であり、開発の問題を宿駅制度と共に検討していくことが重要な事例である。

一方、宿場では宿の維持を図るため、元禄期に平尾宿の町屋立てをおこなうなど宿の存立に務めている。これは結果として不十分なものであったが、のちには岡場所音羽町より旅籠渡世にかかる人物の入植をおこない宿機能の維持・再生を図っている。重要な点は、御林跡地の開発と平尾宿の開発（町屋立）は、ともに宿場が退転していた元禄年間に実施されたことにある。両者の開発はまさに板橋宿の疲弊に伴って宿維持のためにおこなわれた開発と位置付けることができる。これらの開発や入植は、板橋宿を成り立たせるための広義の宿助成政策の一部として考えることが可能であり、江戸近郊宿故の独自の助成方法とも位置付けられよう。

加えて本稿で特に重視しておきたいのは、開発地と伝馬役負担の関係性である。平野部宿駅においては、例えば新田開発による耕地の増加、そしてそれに対する伝馬役負担といった宿村の機能を統一的に把握<sup>(21)</sup>することが、宿場の問題を捉える上でも重要であることを示している。この点については次節で述べる。

### 三 板橋宿の伝馬役負担

前節では、元禄年間の宿内の状況ならびに、それに伴う宿の開発の様相を明らかとした。ここでは開発地への伝馬役負担拡大の傾向が見られた。本節では板橋宿の伝馬役負担地の変遷から、板橋宿の伝馬役のあり方とその性格を明らかにしたい。

そこで先ずは、板橋宿における伝馬役負担の先行研究を概観しておく。板橋宿の伝馬役負担については、すでに中野達哉氏の研究により一程度明らかにされている。中野氏によると、板橋宿の伝馬役は当初軒別であったが、元禄年間頃より数度の仕法替えがおこなわれ、最終的には高割・間口割りの折衷での負担となったとする。こうした伝馬役の負担変更について、中野氏は「宿の膨張・拡大により伝馬役の負担対象者も拡大し」たとし、その背景には、宿場の繁栄、宿駅業務の拡大に伴うものとする。<sup>(22)</sup> また『板橋区史』では、有力百姓の疲弊を指摘しつつも、「高割りから間口割りへの変化は、下板橋宿が農業中心から宿場町を中心とする社会に変容してきたことをうかがわせる」と指摘している。<sup>(23)</sup>

しかし、伝馬役負担範囲の拡大とは、多くは宿負担の増加、それによる伝馬役負担者の階層分解に伴い拡大するものであり、宿の繁栄とは必ずしも一致しない。加えて、伝馬役負担の変化を指摘するも、その詳細や全体像は必ずしも詳らかとなっておらず、この点についてはさらなる精緻な分析が求められる。

では先行研究、また先に見た開発の問題に留意しつつ、当該期の伝馬役負担の流れを確認しその変容の理由を探ってみたい。次の史料は、元禄十六（一七〇三）年の伝馬役仕法替えの史料である。当史料には、元禄年間におこなわれた伝馬役の仕法替えの流れが記述されている。そのため長文であるが掲載したい。また各年の仕法替えについては、後掲の「表2」にまとめた。

【史料4】<sup>24)</sup>

覚

一、中山道武州下板橋町伝馬役之儀、貞享四卯年迄<sup>者</sup>百姓持高<sup>二</sup>不構、身体善悪を見立、御定之通馬五拾疋・人足五拾人宛出之勤来候処、甲乙有之段々馬数致減少伝馬役相統難成、元禄元辰年西山六郎兵衛御代官所之節、高拾四石<sup>二</sup>而馬壹疋役金貳両貳分、人足<sup>者</sup>高四石<sup>二</sup>而壹人役金三分宛<sup>二</sup>相定、高役之積り申付、役高外之高<sup>者</sup>役銀出シ勤来候処<sup>二</sup>、田地作徳を以御年貢役金<sup>二</sup>合不申候故、役金之方<sup>二</sup>田地を相渡シ、又<sup>者</sup>田地を捨テ立退候者共<sup>茂</sup>有之<sup>二</sup>付、元禄拾貳卯年細井九左衛門御代官所之節改之高役を相止、町並間口役<sup>二</sup>申付、五拾疋・五拾人之内、拾貳疋・拾四人<sup>者</sup>下板橋町之内入家村<sup>江</sup>、三拾八疋・三拾六人<sup>者</sup>町並之小間合十七拾五間余之所<sup>江</sup>掛ケ、壹疋金貳両貳分・壹人金三分之積りを以役銀割合出之勤来候所<sup>二</sup>、間口計多ク持候者共難義仕候旨、拙者方<sup>江</sup>度々訴出候<sup>二</sup>付吟味仕候処<sup>三</sup>、近年町並致困窮相見<sup>江</sup>候間、此度左之通割替可申奉存候

高九百七拾六石八斗九升貳合 下板橋町高辻也

内四拾石 問屋貳人伝馬除之 壹人<sup>二</sup>付貳拾石宛

但、有来通居宅町並共

残九百三拾六石八斗九升貳合

此訳

役馬五拾疋 人足五拾人

内

高貳百七拾貳石九斗貳升六合

人家組

山中  
根村

此馬拾貳疋・人足拾四人 但、馬壹疋<sup>二</sup>付高拾八石壹斗九升三合余

人足壹人<sup>二</sup>高五石貳斗

内壹疋<sup>者</sup>町並之野高分役銀出ル

是ハ唯今迄入家高計<sup>二</sup>而拾貳疋<sup>一</sup>・拾四人勤候得共、向後町並之野高・役銀百五拾匁宛年々取之、有来員数可勤積り

高五百八拾四石八斗六升壹合

町並野高

此馬拾三疋 但馬壹疋<sup>二</sup>付、高四拾壹石七斗七升六合内

但高者馬拾四疋<sup>二</sup>割

役銀百五拾匁宛

此役銀壹貫九百五拾匁

外銀百五拾匁ハ入家組<sup>江</sup>役銀出シ候積り

是<sup>者</sup>只今迄小間役<sup>二</sup>相勤候故、人馬役除キ有之候、依之町並間口計持候族致難義候<sup>二</sup>付、此度吟味之上相改、伝馬役申付候、但間口役勤候者共之持候野高<sup>二</sup>而候故、入家半減之積り申付候

反別三拾六町四反八畝廿八步

武士抱屋敷式ヶ所

御林跡見取畑

此馬五疋

此役銀七百五拾匁

但馬壹疋<sup>ニ</sup>付、反別七町三反歩内

役銀百五拾匁宛

是ハ先年御林之立木御払跡地之義、所之者共<sup>ニ</sup>御預ケ、畑<sup>ニ</sup>開、見取年貢可納旨細井九左衛門相窺被仰付、地面預り候者共畑<sup>ニ</sup>開、只今<sup>著</sup>本田同前<sup>ニ</sup>罷成候処、見取年貢計相納無役<sup>ニ</sup>而<sup>有</sup>之候間、反別割を以此度馬役銀為出之候積り

高七拾九石壹斗五合

町並高辻小間間數

但<sup>高</sup>開<sup>屋</sup>除<sup>場</sup>之

此間口千七拾五間四尺六寸

此馬式拾疋

此役銀三貫目

但馬壹疋<sup>ニ</sup>付、小間五拾三間四尺七寸役銀百五拾匁宛

是ハ只今迄馬數三拾八疋相勤候得共、此度町並之野高拾三疋、御林跡地今五疋、二口合拾八疋相勤候<sup>ニ</sup>付此分減、向後式拾疋宛相勤候積り

人足三拾六人

同断

小間廿九間五尺三寸

此役銀壹貫五百四拾八匁

但<sup>老</sup>人<sup>ニ</sup>付、役銀四拾三文ツ、

年寄役七人

同断

此役銀五百廿五匁

但<sup>老</sup>人<sup>ニ</sup>付、小間百五拾三間四尺五寸

是ハ先年高役之節八年寄<sup>老</sup>人<sup>ニ</sup>拾石ツ、引候処<sup>ニ</sup>小間役<sup>ニ</sup>成、野高之分役掛り不申候故、<sup>老</sup>人<sup>ニ</sup>五石ツ、高割之節拾四石<sup>ニ</sup>而<sup>金</sup>式兩式分之割を以、銀五拾四匁宛只今迄役銀取来り候得共、此度者野高分<sup>ニ</sup>馬役申付候<sup>ニ</sup>付、<sup>老</sup>人<sup>ニ</sup>七石宛之積り、右役金之割<sup>ニ</sup>而<sup>可</sup>為取之候

町並小間割之分 間口千七拾五間四尺六寸

三口合、銀五貫七拾三匁 平均壹間<sup>二</sup>銀四匁七分式厘

外<sup>二</sup>式貫五百五拾三匁減ス 小間<sup>二</sup>式匁三分七厘減ス

右<sup>者</sup>私御代官所下板橋町伝馬役之儀、書面之通此度割替申付可然奉存候、如何可被仰付候哉奉窺候、以上

元禄拾六年末五月 今井九右衛門

右之通、当月九日於内寄合相窺、割替申付候間、書面之趣を以致内割役銀出之、人馬役無滞可相勤候、則小割之仕様、別

紙書付相渡置候条、可得其意者也

元禄拾六年末五月 今 九右衛門

下板橋町

問屋

年寄

伝馬役之者共

関連資料と併せて伝馬役の変遷について順を追って見ていこう。板橋宿の伝馬役は貞享年間までは、「持高<sup>二</sup>不構」ず、「身体善悪」で五〇疋・五〇人の人馬役を負担していた。しかし次第に馬数が減少したため、元禄元年には、高一四石で馬一疋（役金二兩二分）、人足高四石にて一人（役金三分）を定めて高割と定めている。<sup>(25)</sup>この高役についても馬持の不満が多く、伝馬が減少したことから、元禄三年には「向後御伝馬役五拾疋之員数検分遣毎度可相改」と負担者の状況に合わせ負担の免除などがおこなわれた。<sup>(26)</sup>その後元禄七年には、問屋役場地代・帳付・定使給・役場修復入用などについて伝馬役役金より取り立てていたことから訴訟が発生。伝馬役の修正がおこなわれた。【史料4】には記載が無いため、別史料の



該当部分のみ掲載する。

【史料5】<sup>(27)</sup>

御伝馬人足五拾人・馬五拾疋

一、下板橋惣高之内、右間屋役場高・高札場高、問屋式人、忝人<sup>ニ</sup>高式捨石宛、年寄八人、忝人<sup>ニ</sup>高五石宛之分拔之跡<sup>ニ</sup>而、馬忝疋高拾四石・人足忝人高四石之割<sup>ニ</sup>而不足之分、町並小間之上中下西山六郎兵衛被申付候旨趣を以、最前過馬之分量程減之、五拾人・五拾疋<sup>ニ</sup>都合致候様<sup>ニ</sup>割合可致候、割合之帳面写御代官所<sup>江</sup>差出シ可置候、但年寄忝人<sup>ニ</sup>高拾石宛之積り、六郎兵衛高役<sup>ニ</sup>被申付候節分拔有之候得共今般令半減候、但町並小間割<sup>ニ</sup>役場屋鋪并名主居宅之分割合可除之

これによると高割での不足分は、町並小間の上・中・下割り負担に定められたほか、年寄役の免除高を一〇石から五石へ減少させている。板橋宿では、元禄七年の段階で初めて間口割りが採用されることとなる。

【史料4】に戻りたい。このように高割での伝馬役負担は修正が加えられるも、田地の作得と年貢金が見合わないことから、宿から逃散する者が多く、元禄十二年には再度の修正がおこなわれることとなる。具体的には、町並高割を止め間口割りとし、町並間口一〇七五間余で三八疋・三六人を、馬一疋金二両二分・人足一人金三分で役銀割りとしている。残りの一二疋・一四人は下板橋町のうち入家村(村方)の負担とした。なお入家についての負担方法は詳らかではないが、後には高割となつてゐることから、馬役・歩行役とも高割での負担と考えられる。

以上のように在郷分への伝馬役負担の拡大をおこなうも、なおも町並間口の負担が加重であつたためか、間口間数が多い者の不満により、わずか四年後の元禄十六年に再び割替えが発生する。

この仕法を示したのが【史料4】後半部であるが、これによると伝馬役負担は、町並小間、町並野高、入家高、御林跡見取畑・武士抱屋敷地の四地域に設定している。なお馬役は全負担地に対応し、歩行役は町並小間割、入家高で負担するという地域分化を示している。具体的に負担箇所別の要点と変更点を確認しておきたい。町並小間は、元禄十二年仕法の三八疋から二〇疋の負担に減少しており、歩行役は変化が見られない。なお、小間割りは上間口・中間口・下間口・下々間口の四段を設け、一匁一分下りで役銀を徴収することとしている。<sup>(29)</sup>町並野高は馬役一三疋で、町並小間割の負担者と二重負担になるとのことから、入家高の約半分の四一石七斗余りで一疋を負担している。

入家高は元禄十二年仕法と同数の馬役一二疋負担だが、町並高より役銀一五〇匁を与えられており、実質的には一一疋分を負担している。また入家は役銀での負担ではなく正人馬勤をしている。おそらく当該期、入家は板橋宿内で正人馬勤めを供出する場として機能したものと考えられる。

最後に新規に設定された御林跡見取畑・武士抱屋敷の負担である。元禄十一年に開発された御林開発地は「無役」であることから、反別割りで馬五疋の役銀が賦課されている。在郷への伝馬役負担転嫁のみならず、開発地に対して伝馬役地の拡大を見せているのである。

以上のように、板橋宿では元禄年間、「町並致困窮相見江候」ために、度々の仕法替えがなされたのである。

では伝馬役負担のあり方は、元禄期以降どの様な変遷をたどるのであるのか。関連する記録は少ないが、寛政十二(一八〇〇)年の記録が残されている。確認すると、元禄十六年とおおよそ負担割合は同じだが、入家高のなから「平尾」が除外、町並野高より出されていた馬役一疋分の役銀が無くなり、負担分が二疋減している(整合しないが不明)。寛政期には、平尾は宿として町場を形成したため入家高から除外され、町並間口割りに加えられたものと考えられる。平尾宿は元禄期からおこなわれた宿立ての結果、寛政期には制度的にも町場化したものと捉えたい。

また、元禄期に「御林跡見取畑」であった地は、高入に伴い地目が「新田高」に、負担方法が、反別割から高割(高

二二石一斗九升四合余で馬一疋へ変化している。馬役負担数には変化が見られないが、新田高として恒常的に把握されたことが分かる。「新田高」については、人家高より負担は軽いが、町高よりも重いものとなっている。「助成」として宿に下げ渡された故に、相応の伝馬役負担が発生したと言えよう。

最後に、天保二（一八三一）年の伝馬役負担を確認したい（表3）。負担人馬数や負担間口、石高などは不明だが、伝馬役負担地、役銀ともに元禄年間と大差無いことが確認できる。このことから板橋宿では、元禄年間に定まった伝馬役負担がおおよそ江戸時代を通して踏襲されたものと考えられることができる。

ここまでをまとめたい。板橋宿の伝馬役負担の仕法替えは、次の通りにおこなわれた。

- ① 貞享四年まで 持高に拘わらず身体善悪で負担
- ② 元禄元年 町並高割
- ③ 元禄三年 伝馬役負担者の状況に即し負担の軽重を決める
- ④ 元禄七年 町並高割の不足分を町並間口割り。年寄役の免除高減少
- ⑤ 元禄十二年 町並高割から町並間口割り
- ⑥ 元禄十六年 町並（間口割り・高割）、在郷分（高割）、御林跡地・武士抱屋敷（反別割、のち高割）

こうした数度の仕法替えは、元禄年間の宿の退転や宿場の状況を鑑みておこなわれたもので、伝馬役負担の平準化を目的にしたものである。ここには板橋宿の先行研究が示す「繁昌」した宿の姿は確認出来ない。

一方、高役化や伝馬役負担の地域分化などのあり方は基本的には先行研究で明らかにされている平野部宿駅と同様の動

【表3】 天保2年 伝馬役銀負担割合

馬役50人	1疋		銀150匁
出役50人	1人		銀43匁
村高976石8斗9升2合	町方1石につき		3匁5步9厘
	野高1石につき	居村部分	8匁2步5厘
	屋敷上間口		6匁4厘
	屋敷中間口		4匁9步4厘
	屋敷下間口		3匁8分4厘
	屋敷下々間口		2匁7步4厘
	新田高 1石につき	御林跡地	6匁4步2厘

典拠：「飯田侃家文書」

きを示すといえる。しかし板橋宿の場合、一度は高役化となるも、最終的には、間口割りを中心とした折衷的な伝馬役負担となることに特徴が見られる。加えて板橋宿の伝馬役負担を考える上で重要な点は、元禄年間の宿内状況である。前節で確認したとおり、元禄年間は宿の疲弊、それに伴う宿の開発期にも相当する。こうした時期に伝馬役負担の仕方替えもまた大きな変化を生じているのである。そして、開発された御林跡地や町屋立てがおこなわれた平尾宿にも伝馬役が賦課されていくこととなる。この様に、宿場を考える上では、「村」と「宿」の両者の政策、動きをリンクさせて捉えることが重要な視点と考える。

### まとめにかえて

本稿では、板橋宿の元禄年間頃の地域開発ならびに伝馬役負担について検討した。改めてまとめることは避けるが、要点のみ記したい。

板橋宿では、元禄年間の宿場類焼などに伴う宿の退転、階層の分化、馬数の減少などにより宿駅機能の破綻が招来された。公儀や宿ではこうした事態に対し、宿内に所在した御林の立木払い、跡地の開発、平尾宿の町家立などをおこなない宿の再生を図った。加えて安永年間頃には護国寺門前の岡場所である音羽町からの茶屋の入植などもおこなわれた。こうした地域開発は、板橋宿を成り立たせるための政策であり、広義の宿助成政策のひとつとしても考えられる。そしてかかる地域開発に伴って、伝馬役負担のあり方もまた変化、あるいは開発地への負担転嫁を見せた。このことは平野部宿駅の伝馬役を考える場合、開発など村方の問題と、宿方の問題を一体として捉えて検討していくことが肝要であることを示している。

最後に板橋宿の伝馬役負担の特徴を考えた場合、次の点を指摘しておきたい。板橋宿は、典型的な平野部宿駅であるが、

先行研究が示すような高割りでの伝馬役負担ではなく、宿並間口割りを中心としつつ、宿並高割、地域割りを加えた折衷的な伝馬役負担をとった。これは板橋宿が典型的な平野部宿駅でありつつも、やはり江戸近郊の商業都市として、また近世中後期以降遊興地として発展する板橋宿特有の性格によるものと想定される。ここに「江戸近郊」宿故の姿を垣間見ることができるといえる。

【表2】板橋宿伝馬役負担変遷一覧表

年代	村高・役高	内 訳		石高・間口・反別	負担馬数	負担割合	役金	役金計
		馬足	人足					
元禄7年 1694	下板橋惣高(970石余) 内、間屋役場高・ 高札場高、間屋2人1人高10石宛除く 年高8人1人高5石除く	高役で不足の分、町並小間の上中下割 (役場屋敷・各主居宅除く)	町並小間	970石余	50疋	高14石で馬1疋	2両2分	125両 37両2分
		町並小間	高札場		50人	高4石で人足1人	3分	
元禄12年 1699	970石余	板橋町人家村 (在郷部分)	町並小間	間口1075間余	38疋	金2両2分で馬1疋	2両2分	125両 37両2分
		板橋町人家村	高札場		36人	金3分で人足1人	3分	
寛政12年 1800	1087石8斗6升6合	大各組 山中 根村 平尾	町並小間	110石9斗7升1合	14人	—	—	不明
		町並野高	高札場		12疋	18石1斗9升3合余で馬1疋 (1疋分は町並野高より出銀)	(150匁)	
元禄16年 1703	下板橋宿宿高 976石8斗9升2合 内、間屋役高2人9石除	町並野高	町並野高	584石8斗6升1合	14人	5石2斗で人足1人	(43匁)	(1貫548匁)
		町並高止 (間屋場、高札場は除く)	高札場		13疋	41石7斗7升6合で馬1疋 (14疋で割、1疋分は大各組へ)	150匁	
寛政12年 1800	1087石8斗6升6合	御林跡見取組、武士控屋敷2ヶ所	町並高止	36両1匁8敬28歩	20疋	小間53間14尺7斗で馬1疋	150匁	3貫 1貫548匁
		町並小間	高札場		36人	小間25間5尺3寸で人足1人	43匁	
寛政12年 1800	1087石8斗6升6合	字、山中・根村高	町並小間	間口1075間4尺	7人	小間153間4尺5寸で1人	75匁	525匁
		町並小間	高札場		5疋	反別7町3尺2歩で馬1疋	150匁	
寛政12年 1800	1087石8斗6升6合	町並小間	町並小間	間口1075間4尺	10疋	18石1斗9升3合で馬1疋	150匁	不明
		町並小間	高札場		14人	9石9升6合5分で人足1人	14疋	
寛政12年 1800	1087石8斗6升6合	町並小間	町並小間	間口1075間4尺	20疋	小間53間14尺7斗で馬1疋	150匁	不明
		町並小間	高札場		36人	小間25間5尺3寸で人足1人	43匁	
寛政12年 1800	1087石8斗6升6合	町並小間	町並小間	間口1075間4尺	5疋	高22石1斗9升4合余で馬1疋	150匁	不明
		町並小間	高札場		36人	小間25間5尺3寸で人足1人	43匁	

## 註

- (1) 丸山雍成『近世宿駅の基礎的研究』第一 四章人馬継立と戸田渡船場(吉川弘文館 一九七五)、同『日本交通史の研究』第二章二節「近世宿駅研究上の若干の問題」(吉川弘文館 一九八九 初出は「近世宿駅研究の若干の問題」(『交通史研究』二号 一九八〇))なお、丸山氏の伝馬役の高役化に対しては、渡辺信夫氏の、高割化は石高制ではなく宿の階層分化と内部構造の変化によるものとする評価や、伝馬役の「町役」の変質の意味を指摘する深井甚三氏の指摘もみられる。(渡辺信夫「街道と水運」(『岩波講座日本歴史 十』一九八〇)、深井甚三「書評丸山雍成著『近世宿駅の基礎的研究』第一・第二」(『交通史研究』創刊号、一九九七))
- (2) 土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』(吉川弘文館 一九九四)
- (3) 当家の由緒によると、飯田家は本国は信濃国、往古は木曾義伸の家臣。初代右馬允家貞は山陰地方の豪族で、豊臣秀吉より千五百貫を領賜。大坂冬の陣を豊臣方の招きで参陣、手勢三〇〇を率いて戦い、緒戦「今福の戦い」で矢野正倫(元伯耆米子藩士)、嫡男佐市郎貞秀とともに戦死したとされる。また、家貞の次男貞栄は武田家退身のおり豊島郡中台村に移り、後に馬場村(後の下板橋村)の草分名主となり、「板橋駅田地三百石」を所持、御林四〇町歩の管理をおこなったとされる。
- (4) 中山道宿駅の地子免除は、六七宿中二九宿である
- (5) 飯田侃家文書「良古書集」
- (6) 「宿村大概帳」による。なお、寛政十二年の史料によると本陣建坪は九五坪とある(飯田侃家文書 寛政十二年「御分間御絵図御用宿方明細書上帳」)
- (7) こうした視点では、江戸四宿全体を俯瞰する研究である、下野寛介「境界から関門へ―江戸四宿の変化からみた首都性」(大石学編『近世首都論 都市江戸の機能と性格』岩田書院 二〇一三)や、同じく関門の問題を取り扱った、拙稿「板橋宿の木戸・関門についての一考察」(『板橋区立郷土資料館紀要』十八号 二〇一一)など
- (8) 飯田侃家文書「異古書集」
- (9) なお判明している限り、宿場類焼は、寛永十八(一六四二)年、天和元(一六八一)年・元禄七(一六九四)年・元禄十二年・天明五(一七八五)年などに発生している

- (10) 元禄七年『甲戌旅行日記』（金沢市立図書館加越能文庫蔵）
- (11) 土田良一『近世宿駅の歴史地理学的研究』三章「街道別人馬継立数の変遷」（吉川弘文館 一九九四 初出は「江戸時代における街道交通量」（『歴史地理学』一一七号 一九八二））
- (12) なお、『板橋区史』では、当史料の当年の宿場類焼の翌春にはほとんどの家が建て直されている記述から、「元禄期には板橋宿が賑わい（中略）活力のあるまちとなっていた様子がうかがえる」としている。しかし、前記の史料内容、また公金による立て直しは宿場繁栄を示すものではない。また、宿場からの願書ではあるが、史料では「小屋掛ヶ躰二而御座候間、往来旅人之休泊も無御座弥追々困窮仕」とされている。当該期の様々な宿機能の変更に併せて考えるならば、発展的な宿場像を描くことには注意を要する。元和八年の宿類焼の記述から宿の繁栄ではなく、まさしく疲弊する宿場をイメージすべきと考える。
- (13) 『板橋区史』通史編。また当該期の本百姓の没落については、拙稿「中山道板橋宿における本陣の成立と御茶屋・御林」（『板橋区立郷土資料館紀要』二十号、二〇一五）にも詳しい
- (14) 御林と鷹狩りについては、註13拙稿
- (15) 飯田家文書宝 永三年四月「下板橋村御林跡地新畑相統願」（『板橋区史』資料編三掲載）
- (16) 飯田家の家督については、『板橋区史』、また拙稿「板橋宿飯田家の系譜と本陣・名主役」（板橋区教育委員会『板橋宿の歴史と史料』二〇一七）に詳しく
- (17) 乗蓮寺文書
- (18) 飯田侃家文書「異古書集」所収（註16『板橋宿の歴史と史料』掲載）
- (19) 飯田侃家文書 安永二年二月「板橋宿困窮の助成のため板橋宿旅籠屋どもへ茶屋商売仰せ付け願ひ」註16（『板橋宿の歴史と史料』掲載）
- (20) 関連資料として、安永二年二月「板橋宿へ出張見世差し出す旨議定證文」、「音羽町に旅籠屋出張見世につき一札」（いずれも仮題、飯田侃家文書「良古書集」所収）
- (21) なお、丸山雍成氏は「新田検地以後の新開の地には伝馬役が賦課されぬ場合も少なかった」とされる（丸山康成『近世宿駅の基礎的研究』第一 三三八頁（吉川弘文館 一九七五））
- (22) 中野達哉「近世前期中山道板橋宿の名主・問屋役について」（『駒沢史学』五五 二〇〇〇）、『板橋区史』通史編、第三章第二節（執

筆者、中野達哉) (一九九八)

(23) 『板橋区史』通史編

(24) 飯田侃家文書 元禄十六年五月 「下板橋宿伝馬役銀内割につき申渡覚写」 (『板橋区史』資料編三掲載)

(25) なお、隣宿蕨宿の文政二年の例では、馬一匹分は高一五石以上とある

(26) 飯田侃家文書 「御伝馬役銀仕法書之写」 所収

(27) 飯田侃家文書 元禄七年閏五月 「下板橋宿伝馬高割過金出入につき支配代官申付覚写」

(28) なお、『板橋区史』では、元禄十二年の仕法替えを「高割から間口割り」と評価しているが、これは宿並部分に限る高割から間口割りへの変更の誤りである

(29) 関連資料として、飯田侃家文書 元禄十六年五月 「板橋宿町並役銀取立て方申渡書」 (『御伝馬役銀御仕法書之写并別紙書付之写』

所収 註16 『板橋宿の歴史と史料』掲載)